

令和6年度北九州市食品衛生監視指導計画について

～令和5年度からの主な変更点～

項目	変更点
重点対策 食中毒予防対策事業 【p.7～p.8】（統合）	従前の「食肉の衛生対策事業」及び「ノロウイルス食中毒予防対策事業」を統合し、さらに「アニサキス食中毒予防対策」及び「食品、添加物の一斉取締り」も加え、「食中毒予防対策事業」として一体的に実施します。
市内流通食品の実態調査 畜水産物の有害物質モニタリング検査 【p.11】（統合）	モニタリング検査である「畜水産物の残留有害物質モニタリング検査」及び「魚介類の汚染有害物質モニタリング検査」を統合し、取組みを実施します。